令和7年度第12回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和7年9月30日

担当部・課:市民生活部環境課[内線3367]

① 件 名

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の追加指定について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報(以下「熱中症特別警戒アラート」という。)が発表された場合に危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)として市が指定できる制度等が創設された。

本市では、これまで、民間施設16か所と公共施設16か所をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に危険な暑さから避難できる場所として、さらに、熱中症特別警戒アラート発表時以外にも涼を取ることができる場所として、施設の開放を行ってきたところである。

令和7年8月、株式会社デンコードーから、クーリングシェルターの指定について新たに申し出があった。

【目的】

ケーズデンキ石巻本店をクーリングシェルターに指定したもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

気候変動適応法(平成30年法律第50号)

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律(令和5年法律第23号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち

第1節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

2 生活環境を保全する

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和6年4月 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正す

る法律の施行

7月 民間施設16か所、公共施設16か所をクーリングシェルターに指定

~令和7年7月

8月 民間事業者1社(株式会社デンコードー)から申し出

9月3日 民間施設1か所(ケーズデンキ石巻本店)をクーリングシェルターに

指定、協定締結

ホームページやSNS等で周知

⑤ 主な内容

1 指定施設

ケーズデンキ石巻本店

2 運用期間

毎年度、国の熱中症特別警戒アラート運用期間(4月第4水曜日から10月第4水曜日まで) に合わせて実施していく。

なお、ケーズデンキ石巻本店の令和7年度の運用期間は、指定日(協定締結日)から令和7年10月22日(水)までとする。

間
Ì

施設の営業時間に準じる。

- ※運用期間中は、熱中症特別警戒アラートの発表状況に関わらず、暑さをしのぐ場所として常時施設の開放を行う。
- 4 受入可能人数 10人
- ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

重大な健康被害の発生を防止することができる。

【市財政の負担】

特になし。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内では、全35市町村の計576施設が指定されている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

9 その他